

「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止について、その要綱を本年2月24日に公表し、3月23日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件（証券会社2件）のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	市場別に決済日を管理するシステム構築の負荷を削減するために、他市場の対応を考慮して実施日を決定していただきたい。	本件の実施日につきましては、各地取引所と連携して検討を行っており、基準日設定等が比較的少ないと見込まれる本年11月16日（月）をその実施予定日とする予定としております。 なお、11月16日に施行する場合には、11月19日基準日分より5日目決済及び期間売買停止が廃止されます。（11月16日前に期間売買停止が開始されるものについては、11月16日以後も期間売買停止が行われます。）
2	株券電子化時に証券保管振替機構が新規追加した「新株式数申告データ」ファイル伝送を「前日請求データ」ファイルより分離し、独立したファイル伝送としていただきたい。 株券等の5日目決済が廃止された場合、コーポレートアクションに係る新株式数申告の業務処理は、現在の処理時間帯より後ろ倒しとなることが予想される。一方、株式等振替業務の前日請求処理は翌営業日の取引所決済や顧客との決済に係る重要な請求が含まれるため、ファイルが出来次第ファイル送信を行い、簡易チェックにてエラー等が発生した場合の再送に関する時間の猶予を持つ必要がある。因って、それぞれの業務データの作成が出来次第、独立したファイル伝送として証券保管振替機構へ送信し簡易チェックを行うという形が望ましい。	「新株式数申告時限」の接続仕様に係るご要望として、当取引所から証券保管振替機構にお伝えいたします。
3	株券電子化の対象ではない外国証券についても5日目決済が廃止される予定だが、権利処理については手続きに変更がないことを確認したい。	5日目決済の廃止を理由として、外国証券の権利処理を変更する予定はありません。
4	無償割当と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合でも、制度変更後は期	貴見のとおりです。株式（優先出資、受益権及び投資口を含みます。）の併合の場合に加えて、株式の分割又は無償割当と同時に単元株式数を

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	間売買停止は行われなことを確認したい。	<p>増加し又は新たに単元株式数を設ける場合に行われています期間売買停止が廃止されることとなります。</p> <p>なお、合併、株式移転、株式交換、会社分割又は全部取得条項付株式の全部取得により消滅会社等株式が上場廃止となり新設会社等株式が上場する場合の売買が行われない期間（当該上場廃止日から新規上場日の前営業日まで）は引続きございますので御留意ください。（売買が行われない期間は、5日目決済の廃止に伴い1日短縮され3日間となります。）</p>
5	<p>株式分割等の権利落日以降に発行会社より中止が発表される事例が増えている。5日目決済の廃止後は権利確定日までの期間が短縮され、同様の事例が発生した場合に、証券会社における中止に伴う対応がより困難になることが想定される。投資家保護の観点から、取引所として、発行会社に対しこのような事例が起こることがないよう徹底していただきたい。</p>	<p>発行会社における手続の瑕疵を理由として権利確定日直前に株式分割等が中止される事態が発生いたしましたが、市場関係者における混乱を生じせしめるものであり、極めて遺憾なことであります。</p> <p>当取引所としましては、今後とも、発行会社における手続の適正性の確保をお願いしてまいりたいと考えております。</p>
6	<p>過誤訂正は過誤ある取引の受渡日の前日までに行うことができ、当該訂正売買の決済日は過誤ある取引の本来の決済日に行うこととされている。</p> <p>従って、制度変更後、株式分割の権利確定日を受渡日とする日（権利付最終日）に過誤ある取引を行い、当該取引の訂正売買を翌営業日以降に行った場合でも、現行と変わらず、決済は株式分割前の株数で行うものと考えられるが、この理解でよいか確認したい。</p>	<p>権利確定日に決済を行うこととなる過誤訂正等のための売買について、当取引所の承認を権利付最終日の翌営業日以降に受けた場合も、現行どおり、その決済は株式分割前の株数で行うこととなります。</p>
7	<p>現行の制度では、株式分割の権利確定日にフェイルが発生している場合、権利確定日以降に当該有価証券の引渡しを行う際は、分割前の株数で引渡しを行うこととされているが、5日目決済廃止後においても同様の取扱いであるか確認したい。</p>	<p>日本証券クリアリング機構において、現行どおりの取扱いが予定されております。</p>
8	<p>今回の制度変更により、大規模なシステム開発が必要となることが想定され、また、取引に直接影響するものであるため慎重に対応する必要がある。そのため、開発期間やテストの関係上、取引所システムのリリースの時期、仕様書の公開時期、接続テストの時期及び説明会等の日程については、遅くとも4月末には公開していただきたい。また、証券保管振替機構・日本証券クリアリ</p>	<p>今回の制度変更に関し、取引所システムについては接続仕様書等における期間売買停止に係る記述の削除等の修正のみとなり、大きな接続仕様の変更は予定されていないことから、接続に係る総合テストの実施は予定しておりません。また、証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構のシステムについても同様の理由からテストは実施されない予定ですが、市場関係者の皆様からご要望をいただいた場合には、接続テ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ング機構等関係機関を含めた接続テストを少なくとも2回以上設定していただきたい。</p>	<p>スト等を行うことを含めて検討させていただきます。</p> <p>なお、日本証券クリアリング機構のシステムにおいては、権利確定日当日にフェイルが発生した場合に、証券決済時限後速やかに権利調整の相手方となる参加者を配信する機能が新規追加されますが、当該システム対応は2010年1月の東証次世代売買システムの稼働対応にあわせて実施される予定であり、新規追加機能のテストはその際のシステムテストにあわせて行う予定とのことです。(当該テストの内容等につきましては、日本証券クリアリング機構より別途ご案内が行われるとのことです。なお、施行日である11月から当該システム稼働までの間は、暫定対応としてFAX等により配信を行うことが予定されております。)</p>
9	<p>現行制度では、株式分割が実施される場合、当該銘柄に係る残高の処理として、効力発生日(X+1)を受渡日とする権利落日(X-3)から分割後の株数で取引を行うようシステム上で株数の変更を行っていますが、5日目決済廃止後においても同様に、効力発生日(X+1)を受渡日とする権利落日(X-2)の取引からシステム上の株数を増加させるよう処理を行うことと理解しているが、この理解で正しいか。</p>	<p>残高の取扱いにつきましては、証券会社において、振替法における株式の残高とは別に事務処理の円滑化等のための管理用の残高を算出されることがあると考えられますが、当該事務の円滑化等のための処理は各社の判断によるものであると理解しております。</p>
10	<p>金融商品取引所において上場廃止となった銘柄については、原則、取引所金融商品市場における売買にかかる最終売買決済日の翌営業日を機構における当該銘柄の取扱廃止日とすることとされています。しかしながら、取引所の業務規程との齟齬により上記の運用がなされていません。これについて、各取引所においては規則改正について今後速やかに検討される見込みであるとされていますが(保振業務20第524号)当該状況への対応として、5日目決済廃止により証券保管振替機構の業務規程に運用を合わせるのか、あるいは、5日目決済の廃止とは別に対応がなされる場合はどのように対応するのか明らかにしていただきたい。</p>	<p>現在、証券保管振替機構による「特別な措置」として、最終売買決済日の翌々営業日を取扱廃止日とする運用がなされているところですが、上場廃止銘柄の証券保管振替機構における取扱廃止日の定め方について、市場関係者の御意見をお伺いしたところ、最終売買決済日の翌営業日を取扱廃止日とするためにはシステム対応等が必要となることから、5日目決済廃止までの間は最終売買決済日の翌々営業日を取扱廃止日とする取扱いの継続が望ましいという御意見が極めて多い状況でございました。したがって、証券取引所が最終売買決済日等に関する規則改正を行うことは予定しておりません。</p> <p>なお、5日目決済廃止後については、証券保管振替機構において、同機構の業務規程等に定められたとおりの運用(最終売買決済日の翌営業日を取扱廃止日とする運用)が実施される予定とのことです。</p>

提出者：1、2 = メリルリンチ日本証券株式会社、3 ~ 10 = 松井証券株式会社

以上